

明治前期の勧農策と真宗地帯

— 福井市近郊農村、1篤農の巡回指導 —

三 上 一 夫

The Agricultural Encouragement in the former Years
of Meiji and the Shinshu Sect Areas
— A diligent farmer's circulating guidance in
the suburbs of Fukui-shi —

Kazuo MIKAMI

The diligent farmers played great parts in the agricultural encouragement in the former years of Meiji. In this case, a diligent farmer, Yajibei Iida at Handa-mura of Asuwa-gun included in the suburbs of Fukui-shi, wrote the book whose name is "How to advance agricultural affairs" and paid desperate efforts to the improvement of the agricultural cultivation, making the round at farming villages.

In Asuwa-gun, where characters of the Shinshu sect areas were specially found, the fact that he spoke the Shinshu sect morals which respect the occupational labor to the farmers in case of farming guidance stimulated the farmers' activities for agricultural production.

1. 課題

明治14年(1881)農商務省設立以後の近代日本農政の方向は、いみじくも松方正義が「勧農要旨」のなかで、「政府勧農の務は先ず人民營生上の利害損益に関する最も大なる事項に着眼するを以て緊要となす。然る後或は民智の未だ及ばざる所を助けて其方向を示し、或は一時民力の当たり難きものは率先して之が端緒を開くべきのみ」¹⁾(引用文中の傍点は筆者による。以下同じ)と力説するように、政府自らが率先して営農の改善・農業技術の向上など勧農政策に積極的な姿勢を示すことになる。

このさい、末端の農村社会で、いわゆる「篤農」(老農)による農事奨励の技術指導の役割が大きくクローズアップする²⁾が、明治前期の福井県下で、福井市近郊の足羽郡半田村の篤農飯田弥次兵衛の「勧農」³⁾のさまざまな具体例を取り上げるなかで、真宗地帯の顕著な地域性とのかかわりに照明をあてて検討することにしたい。

2. 足羽郡下の地域性と篤農飯田の巡回指導

福井県下でも、とりわけ越前地方は真宗地帯としての地域性が目立つが、さらに都市別に真宗寺院勢力をみると、大正13年（1924）で足羽郡（80.4%）が8割を占めてトップで、つぎに坂井（76.1%）・大野（71.5%）両郡が7割台、吉田（67.9%）・今立（67.1%）両郡が6割台の比

表-1 越前郡市別・宗派別寺院調〔大正13年（1924）〕

宗派 都市	天台	真言	浄土	臨済	曹洞	黄檗	真宗	日蓮	時宗	計
福井	9 (6.4)	9 (6.4)	11 (7.8)	4 (2.8)	18 (12.8)	1 (0.7)	66 (46.8)	22 (15.6)	1 (0.7)	141 (100)
足羽	5 (4.9)	2 (2.0)	2 (2.0)	1 (0.9)	8 (7.8)	—	82 (80.4)	2 (2.0)	—	102 (100)
吉田	2 (2.6)	—	4 (5.1)	—	14 (18.0)	—	53 (67.9)	5 (6.4)	—	78 (100)
坂井	4 (1.8)	9 (4.0)	16 (7.1)	1 (0.4)	16 (7.1)	—	172 (76.1)	7 (3.1)	1 (0.4)	226 (100)
大野	3 (2.4)	6 (4.9)	3 (2.4)	2 (1.6)	12 (9.8)	1 (0.8)	88 (71.5)	6 (4.9)	2 (1.6)	123 (99.9)
今立	19 (10.8)	—	5 (2.8)	—	16 (9.1)	—	118 (67.1)	13 (7.4)	5 (2.8)	176 (100)
丹生	31 (16.3)	5 (2.6)	4 (2.1)	—	16 (8.4)	—	106 (55.8)	28 (14.7)	—	190 (99.9)
南条	20 (11.7)	—	25 (14.6)	1 (0.6)	26 (15.2)	—	70 (40.9)	27 (15.8)	2 (1.2)	171 (100)
敦賀	5 (3.7)	4 (3.0)	34 (25.4)	—	34 (25.4)	—	45 (33.6)	9 (6.7)	3 (2.2)	134 (100)
計	98 (7.3)	35 (2.6)	104 (7.7)	9 (0.6)	160 (11.9)	2 (0.1)	800 (60.0)	119 (8.8)	14 (1.0)	1,341 (100)

注：1) 『福井県統計書』により作成。

2) カッコ内は指数。

率を占めることがわかる⁴⁾〔表-1 参照〕。そこで、もっとも真宗地帯としての地域性を帯びる足羽郡下で、明治前期の半田村の場合、村民のすべてが真宗門徒という生々粹の真宗地帯だといえる⁵⁾。実は同村出身の篤農飯田弥次兵衛⁶⁾が、明治14年「居村農談会」を起こし、「勧農民心勉励方法」（全5条）と「農事奨励法」（全66条）を定め、地域農民への「勧農」に徹した技術指導に大いに力こぶを入れたのである。こうした具体内容は後述するが、その後、松方デフレの衝撃を受けて窮乏化する地域農村社会の建て直しに懸命となるなかで、福井市近郊農村としての利点を生かす勧農策を重視し、都市向けの商品作物の育成・増産のための営農指導を行ったのである。

明治20年（1887），かれが足羽郡下を巡回指導中に，たまたま本願寺の巨僧赤松連城の「巡錫」に出会った。そのさい「宗教ト産業ノ離ル可カラザル所以ヲ以テ，之レ苟モ宗教ノ普及ヲ計ラバ先づ産業ヲ盛ニシ，富強ノ基ヲ建テザル可カラズ，然ルニ實際ハ之ニ反シ，養蚕及家禽飼育ノ宗教ノ為メ沮却セラルル傾キアリ，幸ニ巡錫ヲ機トシテ其弊ヲ説破セヨト」⁷⁾と諭された。もともと半田村内の本福寺（本願寺派）の檀家総代をつとめるきわめて熱心な真宗門徒である飯田は，別院勘定役の一人として赤松に随伴し，養蚕及び家禽飼育の「供益アル所以」を講話・指導したところ，関係農家に深い感銘を与え，予期以上の成果を収めたというのである。

いっぽう，このことは行政当局の関心を呼ぶところとなり，足羽・今立両郡長の委嘱により，両郡内の「巡回講話」も実施した。その講話内容は，単に農業技術にかかわる指導ばかりではなく，真宗教義の俗諦の側面，つまり「職業倫理」に根ざした「家業精励」「世俗内禁欲主義」などの生活態度⁸⁾に加え，真宗門徒としての「同朋意識」の高揚につとめた。そのため，地域連帶による養蚕・家禽飼育はもちろん種々の商品作物の導入により，とりわけ福井市・鯖江町近郊の農村社会の活性化が目立つこととなった。

3. 農事奨励の具体化

飯田は明治14年4月，福井県令石黒務に「農事奨励法」と題する報告書を提出するが，その冒頭に，「勧農ノ要ハ多年実施ノ景況ニ依リ，其実施上ノ得失利害ヲ計リ，苟モ利アルモノハ之ヲ実施シ，反スルモノハ之レヲ除クヲ以テ急トスルニ如カス」と，「勧農」の第一のねらいを掲げ，農事奨励の具体内容は，地域農会の決議を経たものであると記す。つぎに，「勧農民心勉励方法」とし，村落内に農事通信委員1名と篤農2名計3名を選び，農家の勉励の度合いを審査し，各自の「点数簿」に得点数を記入する方法をとる。そして年間の総得点数を「勉励書」に記入して，「将来農事勉励鼓舞」の手立てにするわけである。

そこで「勧農通論」の内容を，甲（田ノ部）・乙（畠ノ部）・丙（山林ノ部）・丁（農育ノ部）の4部に分け，甲（田ノ部）では，第一条（冬期灌水ノ注意）より第18条（架持ヘ法）に至る各条文で水稻耕作の具体的な留意点を掲げる⁹⁾。乙（畠ノ部）は，全25条のなかで，麻・綿・西瓜・南瓜・大根・大豆・芋・蕎麦・藍・茄子・ごま・ごぼう・蕪・菜種・ねぎ・煙草・豌豆・黍・麦・陸稻などの栽培法，丙（山林ノ部）は，全9条のなかで，杉・檜・桑・漆・茶・楮・竹などの培植・管理法を説く。そして丁（農育ノ部）では，全14条で營農全般にわたるさまざまな留意点を掲げる。

この点，飯田がすでに明治初年に，自分の所有地内に「農事試作地」を設け，「改良上の得失」を試験した結果，予期以上の実効を収めることができた。そこでかれは，半田村内の各農家に対して，「勧農は實に國益を産する本源にして，其得失如何に依ては，年々の損失尠なからず，然れども世人は勧農の真味を解せざるを以て，其大に利ある点に至らずして，中途にして廢止す，寔に惜しむべき次第なり，抑も勧農といふも始より利益の大なるものにあらず，其の改良すべきはこれを改良し，其の振作すべきは之れを振作し，耐忍励行敢て怠らず，此に於て其の鴻

益を取得し得べきなり、（後略）¹⁰⁾」と懸命に諭した。

そして、同村内47戸を対象とした農事奨励の手立てとして、「稻相撲」と銘打った特異な仕法を考案した。つまり「恰も角力の番附」に似せての農事奨励をすすめた結果、明治14年度につき、表-2のような全村民の「農事勉励者相撲番附表」が作成されたのである。「大関の位地を占めたるものは最も農業に勉励し、善良の稻穀を収穫したるものにして、閑脇以下2段目・3段目各々等差ありとす」との評価基準を定めて、翌15年以降も毎年「番附表」を掲示して、全農家に農事の勉励心を鼓舞したのである。

もちろんこれに先立って、飯田は自らの試験田での成績をふまえて、村内各農家の個別指導を実施しており、村全体として漸次農事改良の実効があがりつつあったことは、村全体の1反歩平均収穫米につき、明治14年(1石9129)が同8年(1石6859)に比べて、2斗333増で1.13倍の好成果が認められる〔表-3参照〕。

表-3 福井県足羽郡半田村の稻作平均成績比較表

年代	一株稻筋	一穗粒数	一坪株数	一反歩収穫米	指 数
明治8年 (1875)	11筋	93粒	36株	石斗升合勺 1.6.8.5.9	100
明治14年 (1881)	12	97	36	1.9.1.2.9	113

注：「農事奨励の成績」（『若越自由新聞』明治26年11月15日付）による。

作する手作り地主であり、しかも自ら「農事試作地」を経営するなど、創意工夫と豊かな経験に基づく「農事改良」の優れた識見と技術をもった人物であることがわかる¹¹⁾。

その後もかれは、明治27年(1894)11月、同年度の自らの「稻作試験田」での試験成績を、荒川邦蔵県知事に報告するという熱の入れようであった。そのさいの「稻作試験日誌」によると、同年4月11日より10月31日に至るまで連日の「天候」「景況」「湿度」（朝・昼・夜・平均）を記録し、さらに「稻作試験ノ成績」として、産地種（1号～32号）ごとに「1株苗数」「1坪株数」「平均1株種数」「平均1穗粒数」「1坪粉収穫」「1坪米収穫」「1反歩当米収穫」「出穂日」「刈取日」など丹念に記している。この試験成績は、きわめて高く評価され、県内務部農商係の手で印刷され、県下各市町村に配布されたほどである。

表-2 足羽郡半田村農事勉励者相撲番附表(明治14年)

前小関大 同同 頭結脇関	相農 撲事 行司	前小関大 同同 頭結脇関
中松辻 大中吉 川田井 谷川田	飯田 弥次兵衛 行司	中中水 加藤 中山村 村之 谷 与
三多伝次 角甚 佐右衛門 左兵衛門	沖田 勘右衛門 行司	三次 右郎由 善兵衛門
左兵衛門 左兵衛門	飯田 弥五右衛門 行司	利右衛門
目 段 二	目 段 二	目 段 二
山辻寺奥 沖山大 口前村田崎久保 徳忠伊十茂忠吉 左兵衛右郎左兵衛 門衛門衛門衛門	中中大山松高山 村谷田崎 佐喜市次三与周四郎 右左右右之兵衛 門衛門衛門門助	山田佐宮高佐田前加 本中野崎村野中川藤 半勘喜清勘佐弥庄善 右右右兵衛門門衛門衛門
西吉奥中畔北奥高宮 村田村沢田村田崎 平善与長喜十彦庄鹿 左右三右左右左右兵 衛衛衛衛衛衛門門門	飯田 弥五右衛門 行司	目 段 三

注：『若越自由新聞』（明治26年11月15日付）による。

上のような飯田の農事奨励の具体内容からみて、明治前期の篤農の性格が、上層農のなかでも単に小作米取得に依存する地主ではなく、自ら1部田畠を耕

4. 真宗倫理との関連性

篤農飯田弥次兵衛が巡回指導のなかで、半田村の小作農1戸当りの勉休状況につき、表-4のとおり、2月・12月をのぞく各月をすべて30日として、そのうち休日5日間のうち、「臨時用向け」の2日間をのぞく3日間はすべて「説教参り」に費やすことを勧める。とかく日常過重労働を強いられる小作農として、休日の余暇を精いっぱい信仰生活にあてることにより、真宗教義の「家業精励」による「使命観」に徹した営農活動が大いに期待されたとみるべきであろう。

表-4 年間小作農1戸当り勉休表

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
説教参り	2日 16日	2日 16日	2日 16日	2日 16日 1か日 (臨時)	2日 16日 1か日 (〃)	2日 16日 1か日 (〃)	2日 16日 1か日 (〃)	2日 16日 1か日 (〃)	2日 16日 1か日 (〃)	2日 16日	2日 16日	2日 16日
祝日等	1日 2日 3日	1日 2日 (旧正月)										
左義帳	7日 8日											
祭礼		15日 16日	1日									
臨時用向け	1か日		2か日	2か日	2か日	2か日	2か日	2か日	2か日	2か日	2か日	2か日
休日	7か日	5か日	5か日	5か日	5か日	5か日	5か日	5か日	5か日	4か日	4か日	6か日
勤日	23か日	23か日	25か日	25か日	25か日	25か日	25か日	25か日	25か日	26か日	26か日	25か日

注：1) 飯田弥次兵衛『農事勉励法』(明治14年4月)〔国立国会図書館所蔵〕により作成。

2) 2月・12月をのぞき、各月はすべて30日として計算。

3) 小作農の経営規模は1戸当り平均1町歩(田反別9反・畠反別1反)とする。

またかれは、小作農の「農家心得」として、ワラ工品の自家製作を積極的に勧める。つまり、鞋・田藁・上俵・縄・糀すば・筵・縄もっこ・草履をすべて自家製とすれば、10年間で91.5円と換算され、小作年限を30年と見込めば、計 274.5円となる。その点、「勉強ト注意ト熱心ト常ニ之レ等ヲ忘レザル時ハ、無反別ノ者ト雖モ有反別ノ者トナリ、而シテ現時代ニ於テ農事者各自ニ縄・筵・俵・鞋・草履ヲ自製セズシテ、之レ等ノ用品ヲ他ヨリ買求ムル時ハ、例ヘ百石ヲ有スル者ト雖モ、漸々破産シテ八拾或ハ五拾石トナル」¹²⁾と述べるが、こうした「節制主義」「勉励主義」の「生活倫理」こそ、飯田が絶えず自らいましめる「真宗倫理」に根ざした発想として、大いに注目をひくところである。さらに当時の地主制の進展する歴史過程で、小作米の安定的取得をぜひ必要とする地主側の要請に応えるためにも、小作農の再生産労働の維持と、できるだけの生活の安定化がもっとも重要な課題とされたわけである。

実は福井県下の地主制の確立の時期は、明治20～30年代とされるが¹³⁾、こうした地主制進展の一応のバロメーターとされる小作地率の推移につき、県全体平均では、明治16年（1883）の33.8%から同21年（1888）の40.1%へと急ピッチに上昇する。この点まさしく、松方デフレによる衝撃の激しさを端的に明示する。ところで、県下で最も真宗地帯としての地域性を帯びる足羽郡の場合、明治16年の36.0%から同21年の37.1%へと、僅か1.1%増にとどまっている。さらにその後も、県全体平均では明治30年（1897）で42.6%となるのに対し、足羽郡では39.6%と40%には達しない¹⁴⁾〔表-5 参照〕。

年代	明治16	21	25	30
足 羽 郡	36.0 (100)	37.1 (103.1)	39.6 (110.0)	39.6 (110.0)
福 井 県	33.8 (100)	40.1 (118.6)	42.3 (125.1)	42.6 (126.0)

などからも判明する。しかし同郡下の農村社会で、真宗門徒として

注：1) 明治16年『福井県統計書』、21年『福井県農商工年報』（第5回）、25年『同年報』（第9回）、30年『同年表』（第14回）により作成。
2) () 内は指数。

の「家業精励」「職業労働」に徹した農民諸階層の生活態度が、小作農への転化を郡外の諸地域に比べて相対的に低く食いとめたものと思われる。

こうした点でも、真宗地帯として顕著な地域性との関連を無視することはできないであろう。

5. 総括

明治10年代から20年代にかけての近代農村社会では、全国的にみて地主制が形成・進展する段階である。特に明治10年代後半の松方デフレを通じて地主制が急速に形成されるなかで、勧農策を進める篤農（老農）の果たす役割として、地主側の小作米の安定的確保のためにも、特に小作農の営農面の改善・強化に大いに力こぶを入れることになる。

このさい、前述の福井市近郊農村の事例の示すとおり、とりわけ都市近郊の真宗地帯の場合、真宗門徒意識に徹した篤農が、巡回指導を行うなかで、地域の有利な立地条件をふまえた都市向けの商品作物の育成・増産のための農家経営指導を実施するとともに、真宗教義に特有な「職業倫理」に根ざした「家業精励」「世俗内禁欲主義」などを説き、真宗門徒としての「同朋意識」の高揚につとめたことは、農民諸階層の地域連帶の営農活動に著しい促進的な作用を發揮したものと考えたいのである。

註

- 1) 「松方伯財政論集」〔『明治前期財政経済史料集成』(1)〕。
- 2) 明治期の篤農（老農）は、全国的に明治10年代—明治20年代以降の科学的な試験場技術が確立するまで—でもっとも活躍するが、かれらに共通するところは、農家経営・農業技術の進展に力こぶを入れ、特に品種の改良・普及や新商品作物の栽培法、肥料・馬耕・俵造・養蚕・家禽飼育などの技術改良に力量を発揮し、そのための具体的な指導書・手引書な

どの著作までみられるのが大いに注目をひく。

- 3) 篤農飯田弥次兵衛（福井県足羽郡半田村）が、その著作の『農事奨励法』と題する農事指導書を明治14年4月、石黒県令に届け出たが、その後の追加分を含めて35年10月刊本化した。本書は国立国会図書館に所蔵されるが、福井県内では見当らない。なお弥次兵衛の嫡孫飯田信弥氏宅（福井市半田18-2）にも残存しない。
- 4) 小著『日本近代化と真宗地帯の研究—福井県下の動向を中心に—』（思文閣出版、平成元年）10～12ページ参照。
- 5) 旧半田村内唯一の真宗寺院（本願寺派）本福寺（福井市半田30-1）住職藤井智海氏によると、戦前は同寺を中心に講活動がきわめて活発であったが、戦後も「信念講」はじめ3つほどの講があり、老若男女の集いとして割と活況をみせている。
- 6) 飯田弥次兵衛の略歴は、嘉永5年（1852）より安政2年（1855）まで半田村の庄屋をつとめ、翌3年より明治元年（1868）まで村長総代となる。同7年副戸長、9年戸長に進み、学務委員を兼ねるなど、村政にも深くかかわった。その間地域の農事奨励指導や灌漑施設の整備に大いに力を注ぎ、また簡易農学校別科教授として農業教育にもかかわるという熱の人れようであった。そのため明治30年（1897）7月「縁綏褒章」の榮に浴したが、その「日本帝國褒章ノ記」には、「資性実直夙ニ心ヲ農事ノ改善ニ傾ケ府県ニ遊歴シ、郡村ニ往説ノ多方民心ヲ鼓勵シ尤モ力ヲ稲種ノ選択ニ竭シ、収穫ノ多寡ヲ試ミ米質ノ良否ヲ驗シテ成効ヲ公告シ、溝洫ヲ疎鑿シ旱澇ノ害ヲ除キ、儉ヲ勤メ奢ヲ矯ムル等地方ヲ利スルコト不妙洵ニ実業ニ精励シ、衆民ノ模範タルモノトス」と記され、かれの典型的な篤農（老農）としての人間像が知られる〔御大典記念『足羽郡誌資料』下文殊村の巻。東京大学経済学部図書館所蔵〕。
- 7) 前掲『農事奨励法』所収の「飯田弥次兵衛君小伝」。
- 8) 真宗教義の「職業倫理」の革新性については、小著『日本近代化と真宗地帯の研究』（前掲）22～27ページ参照。
- 9) 「勧農通論」の甲（田ノ部）の全18条では、第1条、冬期灌水ノ注意・第2条、畦畔耕鋤ノ事・第3条、苗代拵方ノ事・第4条、初起ノ事・第5条、切田ノ事・第6条、畦掛ケノ事・第7条、浮打チノ事・第8条、苗取ノ事・第9条、植附ノ事・第10条、中打ノ事・第11条、田均ノ事・肥料ノ施ス事・第12条、肥料ノ施ス事・第13条、灌水ノ事・第14条、刈取りノ事・第15条、収穫ノ事・第16条、梓架ノ事・第17条、種子撰ノ事・第18条、架拵ハ法の各項目につき、それぞれ具体的な留意事項を記載する（3～21ページ）。
- 10) 『若越自由新聞』（明治26年11月15日付）に、「農事励行の成績」と題し、「実業振作は吾人の持論にして、農事の改良は其1ヶ条なりとす、故に吾人は実業上特に農事改良に就て、嘗て所見を陳述せしとありしが、奚に本県足羽郡下文殊村大字半田に農事改良の励行者あり、飯田弥次兵衛と称す、夙に農業振作に着目する所ありて、20年来孳々として其改良に励行し、（後略）」と記し、篤農としてのかれを高く評価し、その具体的な業績を掲げ、文末に（未完）とするところから、さらに連載したものとみられるが、現段階では関連記事を見出すことができない。
- 11) 大島清・加藤俊彦・大内力『明治イデオロギー』（『人物・日本資本主義』(4)東京大学出版会、昭和58年）は、「篤農」の「手作地主」的性格につき、「こういう地主は多くのばあい数町歩から数十町歩におよぶ手作経営を維持しており、のちの時代のようなたんなる貸付け地主ではなかった。この手作経営はいわゆる年季奉公人=年雇を使用しておこなわれたのであり、こういう奉公人たちは、これまた慣行上は封建的主従関係の色彩をまとっていたが、本質的にはすでに賃金を与えられて労働する農業プロレタリアであったとみていい。」（267ページ）と説き、かれら「手作地主」の担う歴史的役割を論じている。
- 12) 「農家心得」としながらも「田地1町歩ヲ小作スルモノトシテノ計算」の事例（前掲『農事奨励法』120～124ページ）を掲げ、農民諸階層のうち、とりわけ小作農に視点をすえるのに注目したい。
- 13) 小著『日本近代化の研究—福井県下の動向を中心に—』（文献出版、昭和61年）でも、福井県での地主制が確立するのは明治20～30年代で、先進的な「近畿型」諸府県とは時期的に若干遅れ、また後進的な「東北型」諸県とは早いという、まさしく「中間型」としての地域

性を帯びることを考察した（79～85ページ）。

- 14) 明治16年『福井県統計書』・同21年『福井県農商工年報』（第5回）・同25年『同年報』（第9回）・同30年『同年報』（第14回）〔『福井県史』資料編10、近現代1（福井県、昭和58年）の「自作・小作人数および反別調」（696～701ページ）により作成。〕
- 15) 大山敷太郎「明治17・8年の恐慌と北陸地方の窮民」〔『経済史研究』（日本経済史研究所）12巻1号、昭和9年7月〕（国立国会図書館所蔵）所収の「（福井）県下各地貧民ノ情態及ヒ人民其救助ヲ為シタル景況探偵書」に「先づ越前国嶺北7郡については、福井市街においては目下土族平民大約500人斗の貧困者があり、これ等の者は今3ヶ月も此姿にて経過せば、頗る困窮に至るべき情況であるが、未だ甚だしきには至らぬ。その他の諸郡も略同様であって、これ等にあっては目下救助をなすものあるを聞かない。（後略）」（80ページ）と、松方デフレによる衝撃の深刻な実情を伝えている。
- 16) 『福井新聞』（第1次）の論説や記事だけでも、「明治15年10月24日・26日付」紙が、「謹ンデ福井士民ニ哀告ス」と、福井町内のはなはだしい沈滞の事情を報じ、「同16年6月16日付」紙は、「嗚呼コノ不景気ヲ如何セン」の標題で論じ、「志士ヨ志士、猛然トシテ此ニ省ミルトコロアリテ、コノ不景気ノ挽回ヲ計画スルハ志士ノ任ニアラズシテ誰ソヤ」と、関係当事者の決起をうながしている。いっぽう「同18年8月5日付」紙は、足羽・吉田郡長による不況下の民情視察を伝え、さらに「同18年8月21日付」紙は、「足羽郡下の細民の慘状」を報じる有様であった。